

資料一 1

令和6年8月23日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

浮魚礁敷設承認申請について（協議）

浮魚礁敷設承認申請書



令和6年7月5日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿

大島郡与論町茶花 24
与論島漁業集
代表 鬼塚 美

奄美大島海区漁業調整委員会指示第 1-3 号の 1 の (1) の規定により、浮魚礁の敷設の承認を受けた
いので、下記のとおり申請します。

記

1 申請の理由

表層型浮魚礁設置により漁獲の増大と漁業の振興を図るため。

また、魚礁浮体部に*1設置者名・連絡先を表示し、異常が認められたときは速やかに復旧す
る。*1 事務所を与論町漁協内とする。

設置後は管理運営状況等の様式により報告する。定期的に点検し、故障等があればすぐに修
理を行う。また集落構成員に操業時の状況確認。帰港時の報告をさせる。

2 浮魚礁敷設位置

水 深：1,000m

世界測地系：北緯 27° 09' 3.874"、東経 128° 22' 52.977"

3 浮魚礁の種類及び構造

表層型浮魚礁

4 浮魚礁の敷設期間

令和 5 年 9 月以降（奄美海区漁業調整委員会承認後から）

5 対象魚種

マグロ類、サワラ、シイラ、カツオ

6 操業の方法

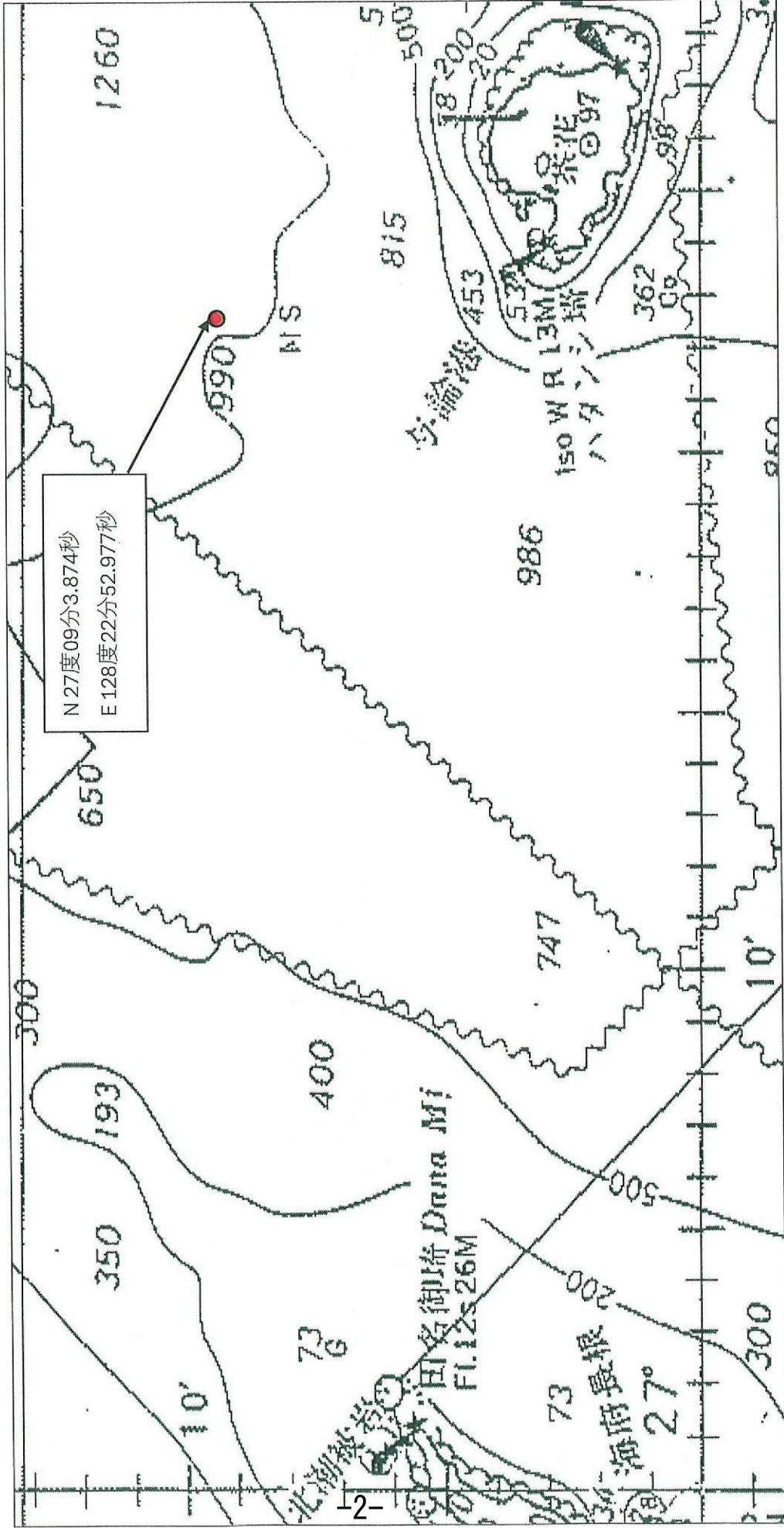
一本釣り、曳き縄

7 操業者数及び操業隻数

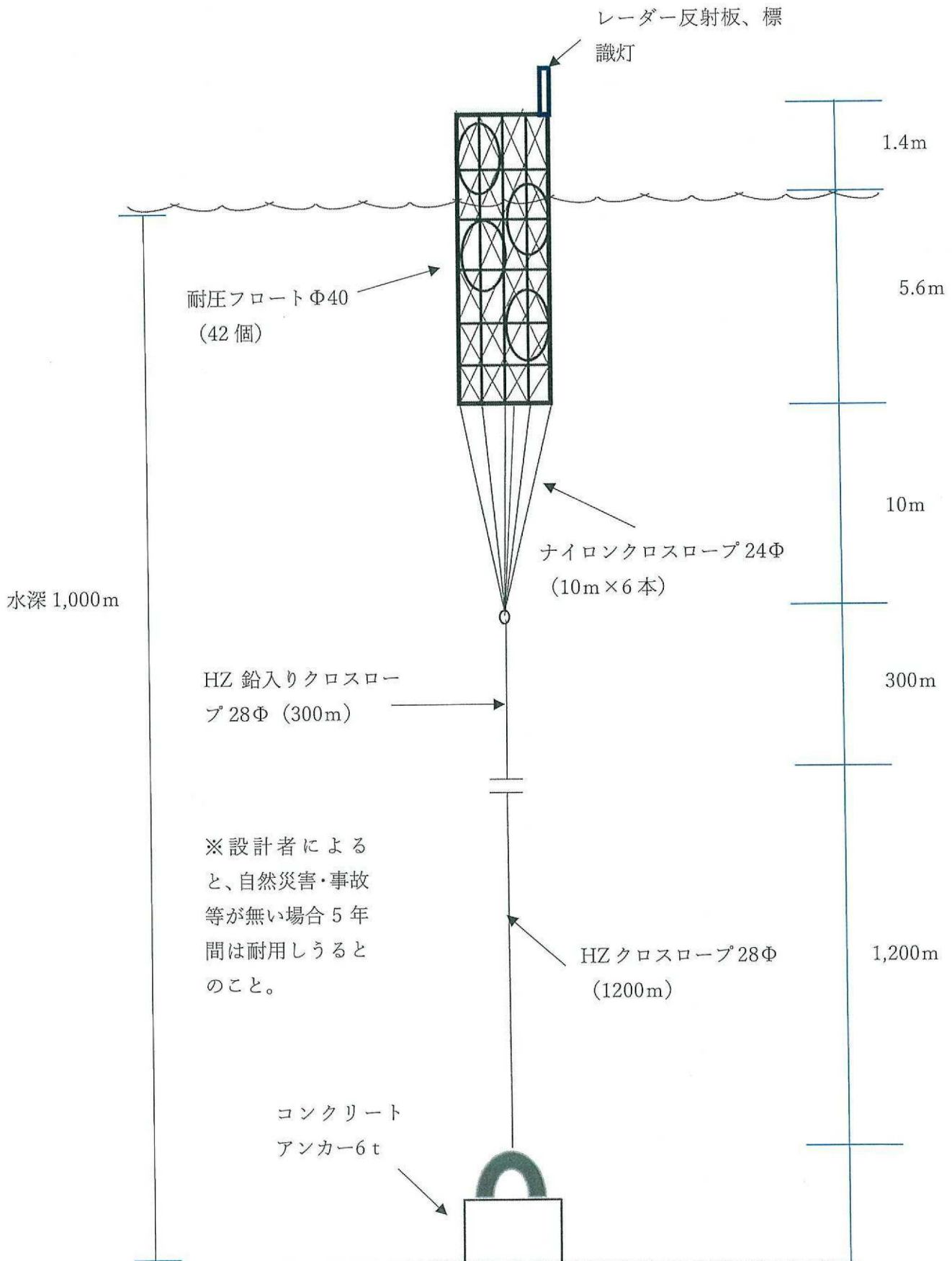
*2 約 100 名 ・ 約 60 隻

*2 年度ごとに世帯員の入替があるため

令和6年度表層型浮魚礁設置予定場所



令和6年度 設置予定の表層魚礁図 水深1,000m



簡易標識設置届出書

設置目的	
浮魚礁設置により漁獲の増大と漁業の振興を図る。	
設置位置 (具体的位置の名称、緯度、経度) 世界測地系 使用	
世界測地系 : 北緯 27° 09' 3.874" 、 東経 128° 22' 52.977" (水深 1,000m)	
設置管理者 (TEL)	与論島漁業集落 (0997-97-2221)
標識の名称	ソーラー式 LED 大型標識灯
標識機器メーカー名	イズミ産業
標識機器規格	MSL-Y
塗色及び構造	
灯質	4秒1閃光 15回/分
光達距離	5km
光度 (cd)	11
明弧	
高さ	地上から構造物の頂部まで
	地上から灯火まで
	平均水面上から灯火まで
設置期間	浮魚礁設置より 4年間
添付書類等	
なし	

与論島漁業集落における浮魚礁の管理体制

与論島漁業集落が敷設する表層型魚礁の管理体制及び管理責任については、以下のとおりとする。

1 管理組織

- ① 表層魚礁管理責任者（以下「管理責任者」という。）
（職務）敷設した浮魚礁の管理監督を行い、その責任を負う。
管理責任者 与論島漁業集落代表者 鬼塚 寿文
- ② 表層魚礁管理担当者（以下「管理担当者」という。）
（職務）管理責任者が任命し、管理等に係る実務を行う。
管理担当者 山下 登
- ③ 与論島漁業集落構成員（以下「構成員」という。）
（職務）表層型浮魚礁の状況等について、適宜、管理担当者への報告を行うと共に、指示を受け適正な管理に努める。
漁業集落構成員 100名

2 管理体制

構成員が、表層魚礁を利用して操業する際は、表層魚礁の状況について必ず確認する。その際に、流失・破損等の異常を発見した場合は、別紙「事故発生時の対応フロー」に従い対応する。

3 表層魚礁流出防止事項

- ・ 表層魚礁管理担当者は日常点検として、表層魚礁を利用する集落構成員を通じ、異常を確認した場合は速やかに管理責任者へ報告を行う。また、洋上の浮体にソーラー式 LED 大型標識灯及びレーダー反射板を設置し、夜間でも船上からの目視及びレーダーにて位置が把握可能な状態とする。

4 流出後の対応

流出が生じた場合は、目視及びレーダーにて探索を行い、直ちに魚礁を回収するよう努める。併せて、速やかに管理責任者、海上保安庁、与論町役場他関係機関に報告する。

5 浮魚礁設置の効果

過去に浮魚礁が設置されていて、好漁場であった場所の付近に同様の魚礁を設置することで、好漁場を形成し漁獲量の増大、漁家経営の安定を図りながら漁業の振興を促進する。

6 浮魚礁に係る管理責任及び第三者への損害発生時の補償等

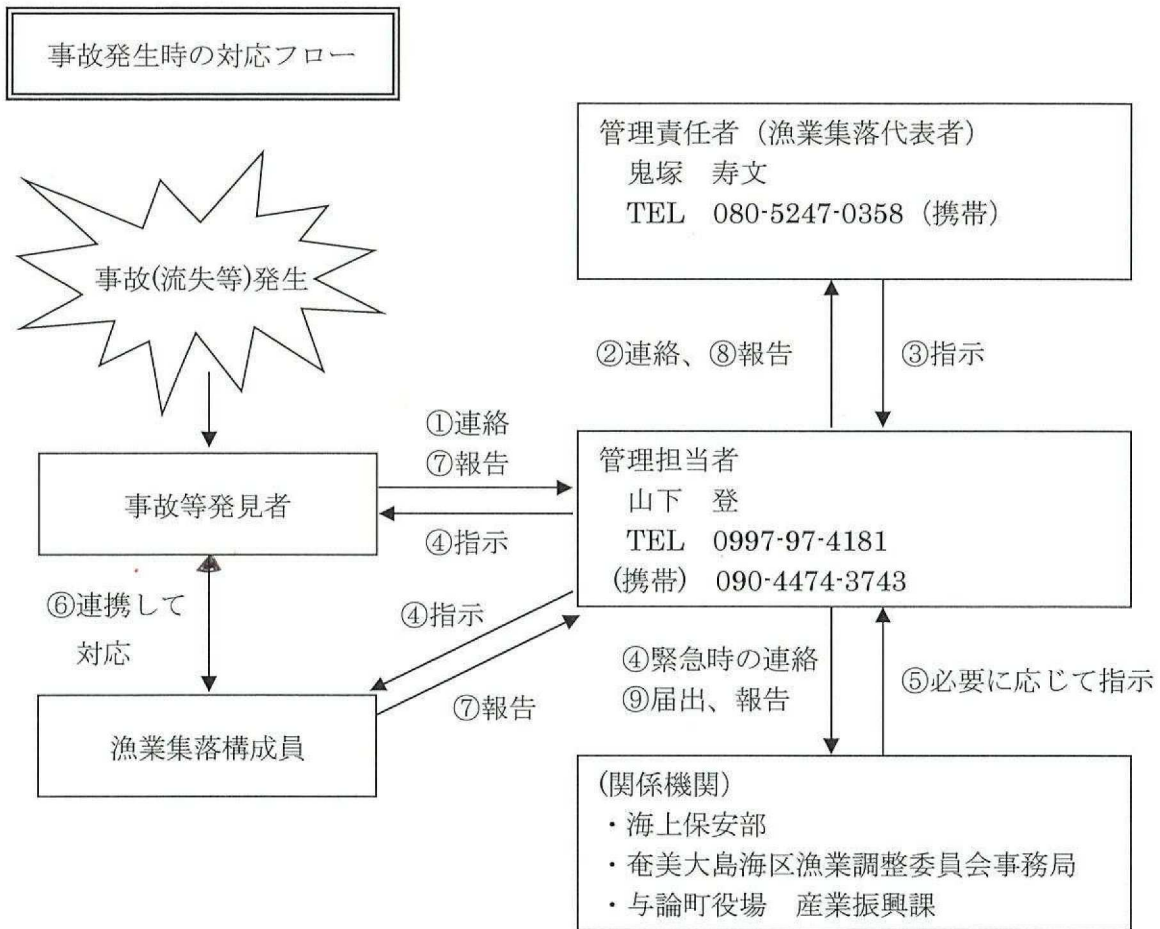
当該魚礁については、敷設期間中は、管理責任者及び構成員が責任をもって維持管理し、耐用年数4年を経過した後は、責任をもって処理するものとする。

また、敷設期間中、当該魚礁が原因となる事故により、第三者に損害を与えた場合は、管理責任者及び構成員が、その損害について責めを負うものとする。

令和6年7月5日 与論島漁業集落 代表者 鬼塚 寿文



(別紙)



- ① 事故等発見者（以下「発見者」という）は、管理担当者に連絡する。
- ② 管理担当者は、管理責任者に連絡し、対応について指示を仰ぐ。
- ③ 管理責任者は、管理担当者に対応を指示する。
- ④ 管理担当者は、その指示内容を発見者及び構成員に伝える。
緊急の必要がある場合は、海上保安部及び奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という）及び市町村に連絡する。
- ⑤ 管理担当者は、海上保安部、委員会及び市町村から指示を受けた場合は、その指示に従い、管理責任者及び構成員と連携して対応する。
- ⑥ 発見者及び構成員は、管理担当者の指示に従い、事故被害の復旧（流失中層魚礁の搜索含む）を行う。
- ⑦ 発見者及び構成員は、事故被害の復旧に係る対応結果を管理担当者に報告する。
- ⑧ 管理担当者は事故等の対応状況及び対応結果を管理責任者に報告する。
- ⑨ **表**層魚礁が流失した場合は、委員会指示に従い、海上保安部及び委員会に届出を行うとともに、市町村にも報告する。

令和6年6月19日

与論町漁業協同組合 御中

大島郡与論町茶花241-4
離島漁業再生支援交付金事業
与論島漁業集落
代表 鬼塚 寿文

平素より当集落の事業運営並びに活動につきまして、格段なるご高配を賜り深く感謝申し上げます。さて、下記のとおり令和6年度事業で表層型浮魚礁の設置を計画しておりますので、ご同意して頂きますよう宜しくお願いいたします。

記

1. 目的 浮魚礁を設置し、漁業振興と漁家経営の安定を図る。
2. 設置位置 (水深: 1,000m)
<世界測地系>北緯 27° 09' 3.874"、東経 128° 22' 52.977" (計1基)
別紙 位置図参照
3. 設置期間 令和6年9月以降(奄美海区漁業調整委員会承認後)～

同意書

上記について下記条件を付して同意します。

条件 特になし

令和 6年 6月 19日

鹿児島県大島郡与論町茶花241-4
氏名 与論町漁業協同組合
代表理事組合長 西 武 彦

令和6年6月19日

沖永良部島漁業協同組合 御中

大島郡与論町茶花241-4
離島漁業再生支援交付金事業
与論島漁業集落
代表 鬼塚 寿文

平素より当集落の事業運営並びに活動につきまして、格段なるご高配を賜り深く感謝申し上げます。さて、下記のとおり令和6年度事業で表層型浮魚礁の設置を計画しておりますので、ご同意して頂きますよう宜しくお願いいたします。

記

1. 目的 浮魚礁を設置し、漁業振興と漁家経営の安定を図る。
2. 設置位置 (水深: 1,000m)
＜世界測地系＞北緯 27° 09' 3.874"、東経 128° 22' 52.977" (計1基)
別紙 位置図参照
3. 設置期間 令和6年9月以降(奄美海区漁業調整委員会承認後)～

同 意 書

上記について下記条件を付して同意します。

条 件 特 に あ り ま せ ン

令和 6 年 6 月 25 日

沖永良部島漁業協同組合
氏名 副組合長 山下安富

令和6年6月19日

マルエーフェリー株式会社 御中

大島郡与論町茶花241-4
離島漁業再生支援交付金事業
与論島漁業集落
代表 鬼塚 寿文

平素より当集落の事業運営並びに活動につきまして、格段なるご高配を賜り深く感謝申し上げます。さて、下記のとおり令和6年度事業で表層型浮魚礁の設置を計画しておりますので、ご同意して頂きますよう宜しくお願いいたします。

記

1. 目的 浮魚礁を設置し、漁業振興と漁家経営の安定を図る。
2. 設置位置 (水深: 1,000m)
<世界測地系>北緯 27° 09' 3.874"、東経 128° 22' 52.977" (計1基)
別紙 位置図参照
3. 設置期間 令和6年9月以降(奄美海区漁業調整委員会承認後)～

同意書

上記について下記条件を付して同意します。

条件 標識灯の点灯状況、レーザー反射板の異状の有無等を定期的に点検願います。

令和6年6月24日

氏名 印
〒892-0835 鹿児島市城南町45番地1号
奄美・沖縄フェリーターミナル1階
マルエーフェリー株式会社
TEL099(222)0191

運航管理者 中島利英

令和6年6月19日

マリックスライン株式会社 御中

大島郡与論町茶花241-4
離島漁業再生支援交付金事業
与論島漁業集落
代表 鬼塚 寿文

平素より当集落の事業運営並びに活動につきまして、格段なるご高配を賜り深く感謝申し上げます。さて、下記のとおり令和6年度事業で表層型浮魚礁の設置を計画しておりますので、ご同意して頂きますよう宜しくお願いいたします。

記

1. 目的 浮魚礁を設置し、漁業振興と漁家経営の安定を図る。
2. 設置位置 (水深: 1,000m)
<世界測地系>北緯 27° 09' 3.874"、東経 128° 22' 52.977" (計1基)
別紙 位置図参照
3. 設置期間 令和6年9月以降(奄美海区漁業調整委員会承認後)～

同 意 書

上記について下記条件を付して同意します。

条 件

令和 6 年 6 月 24 日

マリックスライン株式会社

運航管理者

氏名

上村 光成